

熊本県公報

号外 第16号
令和8年(2026年)
3月25日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例	(人事課) 5
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(//) 6
○熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(//) 7
○熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(//) 9
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(//) 14
○熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	(//) 15
○熊本県行政手続条例の一部を改正する条例	(//) 15
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 16
○熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	(県政情報文書課) 16
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課) 16
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 17
○熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課) 17
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課) 17
○熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(高齢者支援課) 18
○熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(医療政策課) 18
○熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(//) 18
○熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	(国保・高齢者医療課) 19
○熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例	(環境立県推進課) 20
○熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	(環境保全課) 20
○熊本県スポーツ応援基金条例	(スポーツ交流企画課) 20
○熊本県豊かな森林の保全に関する条例	(森林整備課) 20
○熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(教育政策課) 22
○熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 22
○熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例	(社会教育課) 23
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課) 23
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 23
○熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例	(警察本部運転免許試験課) 24

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

- 1 消防の事務を知事公室の事務とすることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 消防の事務を知事公室の事務とすることに伴い、総務部の部名を引用している熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部改正を行うこととした。(附則第2項関係)

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 自動車等使用者に対する通勤手当の上限額の改定を行うこととした。(第10条関係)
 - (2) 駐車場等に係る通勤手当に関する規定を整備することとした。(第10条関係)
 - (3) 給与からの控除に関する規定を整備することとした。(第16条の3関係)
- 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】

- (1) 自動車等使用者に対する通勤手当の上限額の改定を行うこととした。(第11条関係)
- (2) 駐車場等に係る通勤手当に関する規定を整備することとした。(第11条関係)
- (3) 給与からの控除に関する規定を整備することとした。(第21条の2関係)
- 3 熊本市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第3条】
 - (1) 給与からの控除に関する規定を整備することとした。(第20条の2関係)
 - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第3条、第11条の4関係)
- 4 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行することとした。
 - (1) 3 (2) 公布の日
 - (2) 1 (1) 及び(3)、2 (1) 及び(3) 並びに 3 (1) 令和8年4月1日
 - (3) 1 (2) 及び2 (2) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

◇熊本市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 1 宿泊費用に係る旅費を実費支給とすることとした。(第6条、第21条、第22条、別表第1関係)
- 2 宿泊手当を新設することとした。(第6条、第22条の2関係)
- 3 船賃及び航空賃の額に係る規定を整備することとした。(第17条、第18条関係)
- 4 食卓料を廃止することとした。(第6条、第22条、別表第1関係)
- 5 宿泊費用に係る旅費の実費支給等に伴い、関係規定を整備することとした。(第9条、第11条、第24条、第25条、第27条、第28条の2、第30条、第30条の2、別表第1関係)
- 6 旅行役務提供者へ旅費相当額を支給することができる規定を整備することとした。(第2条、第3条、第14条関係)
- 7 旅行(第2令等が変更された場合)の旅費の支給、旅費の請求手続及び旅費の返納に係る規定を整備することとした。(第3条、第14条、第31条の2関係)
- 8 その他規定の整理を行うこととした。(目次、第1条、第2条、第4条、第5条、第8条、第26条、第27条、第31条、第34条関係)
- 9 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 10 その他所要の経過措置を定めるとこととした。
- 11 規則への委任を規定することとした。(附則第3項関係)

◇熊本市知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本市知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第1条】
 - 1 宿泊費の支給額に係る規定等を整備することとした。(別表第2関係)
- 2 熊本市教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第2条】
 - 1 宿泊費の支給額に係る規定等を整備することとした。(別表関係)
- 3 熊本市特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第3条】
 - 1 宿泊費の支給額に係る規定等を整備することとした。(別表第2関係)
- 4 熊本市議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第4条】
 - (1) 公務旅行に係る宿泊費の支給額に係る規定等を整備することとした。(別表第1関係)
 - (2) 議会等出席の場合の宿泊費の支給額に係る規定等を整備することとした。(別表第2関係)
- 5 熊本市報酬及び費用弁償条例の一部改正【第5条】
 - 1 宿泊費の支給額に係る規定等を整備することとした。(別表第2関係)
- 6 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めるとこととした。
- 8 規則への委任を規定することとした。(附則第3項関係)

◇熊本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 外国において勤務する職員に外国勤務手当を支給することとした。(第25条の20関係)
- 2 農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員が農耕トラクタ等の運転業務に従事した場合に特殊自動車運転業務手当を支給することとした。(第25条の21関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

- 1 現金出納検査の実施期間を変更し、災害その他やむを得ない事由により検査を実施できない場合について定めるとこととした。(第7条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第4条関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本市行政手続条例の一部を改正する条例

- 1 公示の方法による通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ、状態に置くことも、公示事項を当該事務所に記載されなかった電子計算機による事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機による映像面に表示したものの閲覧をすることをし、（第15条、第16条、第22条、第29条関係）
- 2 その他規定の整理を行うこととした。（第2条、第4条、第13条―第15条、第22条、第28条関係）
- 3 この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。
- 4 その他所要の経過措置を定めることとした。
- 5 1に伴い、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の所要の規定の整理を行うこととした。（附則第3項関係）

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 手数料の額を改定することとしたもの
 - (1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料（第2条関係）
6,800円から22,000円に改定
 - (2) 輸出食品衛生証明書交付手数料（第2条関係）
670円から900円に改定
- 2 所要の規定の整理を行うこととしたもの
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴うもの（第2条、別表第19の2関係）
 - (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴うもの（第2条関係）
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2(1)は、令和8年5月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 5 2(2)に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第3項関係）

◇熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県公益認定等審議会の委員に求められる識見の一つとして、公益信託に係る活動を追加することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 本人確認情報を利用する県の事務から次に掲げる事務を削除することとした。（別表第2関係）
 - (1) 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 知事以外の県の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務から、執行機関が監査委員であり地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第24条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものを削除することとした。（別表第3関係）
- 3 その他規定の整理を行うこととした。（別表第2関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 法人の県民税
 - (1) 県民税の法人税割の税率の特例について、適用期限を5年間延長することとした。（附則第14条関係）
 - (2) 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人で特定のものに対する県民税の法人税割の税率の特例の軽減措置について、適用期限を5年間延長することとした。（附則第16条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、令和9年4月1日から施行することとした。ただし、3の一部は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する営業形態についての施設基準に係る規定を整備することとした。（第2条、別表第1、別表第2関係）

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第18条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞利息に関する規定を整理することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 修学資金の貸与を受ける者の選定要件に、大学の医学を履修する課程に入学を予定する者を追加することとした。(第2条関係)
- 2 所要の規定の整理を行うこととした。(第11条、附則第2項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

- 1 市町村から徴収する子ども・子育て支援納付金の算定のための基準等について定めることとした。(第25条-第27条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(目次、第12条-第24条、第28条関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に関する規定を整理することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

- 1 公害紛争処理の手續に係る費用の種目について所要の規定の整備を行うこととした。(第6条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第6条関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2は公布の日から施行することとした。

◇熊本県スポーツ応援基金条例

- 1 熊本県スポーツ応援基金(以下「基金」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第3条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
 - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県豊かな森林の保全に関する条例

- 1 目的について定めることとした。(第1条関係)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 県の責務について定めることとした。(第3条関係)
- 4 県民の責務について定めることとした。(第4条関係)
- 5 土地所有者等の責務について定めることとした。(第5条関係)
- 6 市町村との連携等について定めることとした。(第6条関係)
- 7 国との連携等について定めることとした。(第7条関係)
- 8 土地の所有権等の移転等の届出について定めることとした。(第8条関係)
- 9 市町村長への通知等について定めることとした。(第9条関係)
- 10 報告の徴収、立入調査等について定めることとした。(第10条関係)
- 11 助言について定めることとした。(第11条関係)
- 12 勧告について定めることとした。(第12条関係)
- 13 公表について定めることとした。(第13条関係)
- 14 森林内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求について定めることとした。(第14条関係)

- 15 市町村の条例との関係について定めることとした。(第15条関係)
- 16 その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第16条関係)
- 17 この条例は、公布の日から施行する。ただし、8から14まで及び18の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 18 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県教育委員会の権限に属する事務のうち、専攻科を設置し、又は廃止しようとする場合の届出の受理に関する事務を、熊本市が処理する事務へ追加することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 高等学校の授業料の納付の猶予に係る規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額及び料金区分を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和9年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県警察の職員の定数を次表のとおり改めることとした。(第2条関係)
(単位：人)

区 分	現 在	改正後
警察官	3, 1 1 4	3, 1 2 1
警視	1 1 4	1 1 4
警部	2 3 7	2 3 7
警部補(巡査部長を含む。)	1, 8 1 4	1, 8 1 9
巡査	9 4 9	9 5 1
警察官以外の職員	4 2 1	4 2 1
計	3, 5 3 5	3, 5 4 2

- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 夜間特殊業務作業に係る手当の額を、当該作業に係る勤務1回当たりの夜間の勤務時間に応じた額に改定することとした。(別表関係)
- 2 日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会の定めるものに従事したときは、海外犯罪情報収集作業に係る手当を支給することとした。(別表関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額を改定することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第2号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例
熊本県内部組織設置条例(昭和27年熊本県条例第91号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号イ中「及び防災」を「、防災及び消防」に改め、同条第2号中オを削り、カをオとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 熊本県職員の特務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。
第25条の4第1項第6号中「総務部」を「知事公室」に改める。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県条例第3号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給する困難な場合として、人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。
6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することと前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 駐車場等に係る通勤手当支給単位数期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金を相当する額として、人事委員会規則で定める額
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
第16条の2の次に次の1項を加える。
（給与からの控除）

第16条の3 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県警察職員互助会その他これに類するものとして任命権者が定める団体（第3号において「互助会等」という。）に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金
- (2) 法第52条第1項に規定する職員団体（次号において「職員団体」という。）の組合費
- (3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給する困難な場合として、人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。
6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することと前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 駐車場等に係る通勤手当支給単位数期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金を相当する額として、人事委員会規則で定める額
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
第21条の次に次の1項を加える。
（給与からの控除）

第21条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 一般財団法人熊本県職員互助会、熊本県高等学校生活協同組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体（第3号において「互助会等」という。）に対して支払うべき掛金、貸付金の元

利償還金及び物資の購入に係る代金の組合費

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体（次号において「職員団体」という。）

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改め、「第11条の3において同じ」を削る。

第11条の4第1項中「（昭和31年法律第162号）」を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第20条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県教育会館、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体（第3号において「互助会等」という。）に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金の組合費

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体（次号において「職員団体」という。）

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第3条及び第11条の4第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第10条第3項第2号の改正規定及び同条例第16条の2の次に1条を加える改正規定、第2条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第11条第3項第2号の改正規定及び同条例第21条の次に1条を加える改正規定並びに第3条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第20条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県条例第4号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第1条中「外、」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第3号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供する金額を約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。）」に改め、「において」を「なる額又は支出を要する」に改め、同項第1号中「できる額」の次に「又は所を要する額」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供者に、基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定するものとして支払うことができる。当該旅行役務提供者に、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基づき」を「基づき」に、「を変更（取消を含む。）する」を「の変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し、」を「規則で定める事項の記載又は記録

泊費の全額、鉄道賃及び車賃の2分の1に相当する額並びに旅行諸費、宿泊手当及び移転費の3分の1に相当する額に改め、同号ウ中「旅行諸費、宿泊料、食卓料」を「船賃、航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額並びに旅行諸費、宿泊手当」に改め、同号ウただし書中「及び船賃」を削り、同項第3号中「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第26条第2項中「但し」を「ただし」に改める。

第27条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を削る。

第28条の2第1項中「、船賃」を削り、同条第2項中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第30条第3項中「、車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 船賃及び航空賃に係る旅費の支給額は、第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとはいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条及び第22条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごといずれか少ない額を合計した額とする。

第31条第1項中「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第31条の2 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第34条中「外」を「ほか」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第20条、第24条関係)

区分	旅行諸費 (1日につき)	1夜当たりの定額	
		甲地方	乙地方
9級の職務にある者	2, 200円	13, 100円	11, 800円
8級以下の職務にある者		12, 000円	10, 800円

(備考) 1夜当たりの定額の欄中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第5号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
知事	その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席金及び座席)	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最	円	円	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特別な事情があ
副知事			37	3, 300	
			37	3, 000	

	指定料金を含む。)	上級の運賃の額) 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。） 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用（1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）			る場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)
--	-----------	--	--	--	-----------------------------

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)
 第2条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表(第5条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額) 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金(これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)

	(1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
--	---	--	--	--

(熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)
 第3条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和26年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。
 別表第2を次のように改める。
 別表第2(第5条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃(急行料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額) 2 寝台料金及び座席指定料金(これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用(1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)	円 37	円 2,200	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)
 第4条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。
 別表第1及び別表第2を次のように改める。
 別表第1(第8条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
議長	その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する	円 37	円 3,300	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特
副議長			円 37	円 3,000	

議員	金及び座席指定料金を含む。)	場合には、最上級の運賃の額) 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。） 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用（1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）		別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)
----	----------------	--	--	-----------------------------------

別表第2（第9条関係）

区分		費用弁償の額
定額		1日につき 5,000円
加算額	交通費	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。） 2 水路旅行 次に掲げる費用の額の合計額 (1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） (2) 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、(1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。） (3) (1)及び(2)に掲げる費用に付随する費用（(1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。） 3 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） 車賃（路程1キロメートルにつき37円）。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金を相当する額を加算した額
	宿泊費	居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 地域の実情を勘案して規則で定める額（当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額）

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第5条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。
別表第2（第4条関係）

区分	費用弁償額				
	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
教育委員会の委員 選挙管理委員会 人事委員会 公安委員会 労働委員会 収用委員会 監査委員	その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。） 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用（1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）
附属機関の委員 その他の構成員 社会教育委員 図書館協議会委員 専門委員 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員	その乗車に要する運賃（急行料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額） 2 寝台料金及び座席指定料金（これらの費用	37	2,200	

会 選挙長 選挙分会長 選挙立会人	は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)	3 1及び2		
その他の非常勤職員	予算の範囲内で知事が定める額			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- (1) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例別表第2
- (2) 熊本県教育長等の給与等に関する条例別表
- (3) 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例別表第2
- (4) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例別表第1及び別表第2
- (5) 熊本県報酬及び費用弁償条例別表第2

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第6号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (29) 外国勤務手当
- (30) 特殊自動車運転業務手当

第25条の20を第25条の22とし、第25条の19の次に次の2条を加える。

(外国勤務手当)

第25条の20 外国勤務手当は、外国において勤務する職員に支給する。

2 外国勤務手当の額は、1月につき、前項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下この項及び次項において「法」という。)第2条第1項の在外職員であるとした場合に法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額(在勤基本手当及び配偶者手当にあっては法の規定による額に100分の80を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とし、子女教育手当にあっては法の規定による額に100分の100を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とする。)の合計額に相当する額とする。

3 法に規定のない地域に勤務する第1項に規定する職員に係る前項の規定の適用については、知事が定める。

(特殊自動車運転業務手当)
第25条の21 特殊自動車運転業務手当は、農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務
 - (2) ショベル・ローダ(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する大型特殊自動車に限る。)の運転業務
- 2 特殊自動車運転業務手当の額は、前項各号に掲げる業務に従事した日1日につき240円とする。

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第7号

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例
熊本県監査委員に関する条例(昭和39年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

- 第4条中「行なう」を「行う」に改める。
 - 第7条中「25日までの間に行なう」を「末日までの間に行う」に改め、同条に次のただし書を加える。
- ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、その期日を変更することができる。

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第8号

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項第5号イ及びウ並びに第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。
- 第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。
- 第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。
- 第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるときは、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

- 第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。
- 第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。
第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本県行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規

定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。(熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

- 3 熊本県風俗案内業の規制に関する条例(平成30年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。
第17条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第9号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「6,800円」を「22,000円」に改め、同項第435号及び第477号の16から第477号の19までの規定中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第477号の20中「第14条第7項(同条第15項)を「第14条第6項(同条第13項)に改め、同項第623号の14の7中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率」を「容積率又は各部分の高さに」に、「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同項第627号の2中「670円」を「900円」に改める。

別表第19の2中「又は第15項」を「又は第13項」に、「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第435号、第477号の16から第477号の19まで及び第477号の20並びに別表第19の2の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第564号の13の7中「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第10号

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

熊本県公益認定等審議会条例(平成19年熊本県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公益法人」の次に「若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第11号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項から13の項までを2項ずつ繰り上げ、同表14の項中「同条例第5項」を「同条第5項」に改め、同項を同表12の項とし、同表15の項から同表19の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第3 監査委員の項を削る。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第12号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
附則第14条及び第16条中「令和8年9月30日」を「令和13年9月30日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第13号

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例
熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。
別表中「9, 140円」を「9, 200円」に、「12, 440円」を「12, 300円」に、「21, 560円」を「21, 400円」に、「3, 200円」を「2, 800円」に、「4, 180円」を「3, 800円」に、「7, 260円」を「6, 500円」に、「1, 760円」を「2, 000円」に、「2, 420円」を「2, 700円」に、「4, 300円」を「4, 600円」に、「2, 760円」を「3, 200円」に、「3, 740円」を「4, 200円」に、「6, 500円」を「7, 300円」に、「3, 410円」を「3, 300円」に、「4, 510円」を「4, 400円」に、「7, 810円」を「7, 700円」に改める。

- 附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の熊本県総合福祉センター条例（以下「条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
3 改正後の条例第9条第1項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表に定める額を徴収することができる。
4 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第13条第1項の利用料金を收受させることができ、当該指定管理者は、同条第3項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第14号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例
熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「昭和28年政令第229号」の次に「。以下「令」という」を加える。
別表第1第5項第2号中「次表」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的調理器具であつて、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第2第1項第1号ア」に改め、同項第3号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1項第1号において同じ。）」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準を適用しない。

別表第2第1項を次のように改める。

1 飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第15号

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第16号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「遅延利息特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第17号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者」の次に「又は入学を予定する者」を加える。

第11条第2号中「第2条の災害」を「第2条第1項の災害」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「遅延利息特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第18号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
熊本県国民健康保険法施行条例（平成30年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第24条」を「第27条」に、「第25条」を「第28条」に改める。
- 第12条から第24条までを次のように改める。
(医療費指数反映係数の基準)
- 第12条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、0以上1以下であることとする。
(年齢調整後医療費指数)
- 第13条 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる値とする。
(一般納付金所得係数の基準)
- 第14条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。
(一般納付金所得等割合)
- 第15条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。
(一般納付金被保険者数等割合)
- 第16条 算定政令第9条第7項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。
(一般納付金被保険者均等割指数の範囲)
- 第17条 算定政令第9条第9項の条例で定める範囲（一般納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。）は、0を超え1未満とする。
(後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準)
- 第18条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。
(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)
- 第19条 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。
(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)
- 第20条 算定政令第10条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。
(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)
- 第21条 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。）は、0を超え1未満とする。
(介護納付金納付金所得係数の基準)
- 第22条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。
(介護納付金納付金所得等割合)
- 第23条 算定政令第11条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。
(介護納付金賦課被保険者数等割合)
- 第24条 算定政令第11条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。
- 第25条を第28条とし、第4章中第24条の次に次の3条を加える。
(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)
- 第25条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。
(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)
- 第26条 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。
(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)
- 第27条 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県条例第19号

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例
熊本県工業用水道管理条例（昭和49年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。
附則 第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県条例第20号

熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例
熊本県公害紛争処理条例（昭和46年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。
第6条第1号中「鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料」を「旅費」に改め、同条第3号中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料」を「費用」に改め、同条第4号中「呼出」を「呼出し」に、「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。
附則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県スポーツ応援基金条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県条例第21号

熊本県スポーツ応援基金条例
(設置)
第1条 県及びふるさとくまもとのスポーツを応援する者が相互に連携して行う、スポーツの振興に関する事業等の創造を通じて、県経済の発展、県民福祉の向上等を図るため、熊本県スポーツ応援基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)
第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
(管理)
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理)
第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
(繰替運用)
第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(基金の処分)
第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
(委任)
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県豊かな森林の保全に関する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県条例第22号

熊本県豊かな森林の保全に関する条例
(目的)
第1条 この条例は、森林の有する国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、木材

等の物質生産等の多面的機能（以下「多面的機能」という。）の維持増進に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、森林における土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、森林における土地の所有権等の保全し、次の世代に引き継ぐことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、県内に存する森林の土地についての所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地所有権等」という。）を有する者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、森林の多面的機能を維持するため、市町村、県民及び土地所有者等との連携協力により、森林の保全に関する施策を推進するものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、森林の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、森林が多面的機能を有することを深く認識し、当該土地所有権等に係る森林の適正な経営管理を行うとともに、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携等）

第6条 県は、市町村が実施する森林の保全に関する施策について、市町村と連携協力を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

（国との連携等）

第7条 県は、国と連携協力して森林の保全に関する施策の推進を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（土地の所有権等の移転等の届出）

第8条 土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第2項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

(3) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容

(4) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的

(5) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（市町村長への通知等）

第9条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長（以下「関係市町村長」という。）に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。

（報告の徴収、立入調査等）

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第8条第1項又は第3項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第8条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が多面的機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言）

第11条 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の森林の保全を図るために必要な事項について助言を行うものとする。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に当該助言の内容を伝達する

ものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の届出に係る土地所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に対して、直接に、同項の事項について助言を行うことができる。

(勸告)

第12条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第10条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第13条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(森林内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第14条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、森林の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第15条 市町村が定める森林を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第14条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して30日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第23号

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第5号中「第24条の3第1号」の次に「及び第2号」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第24号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「（通信制の課程の生徒を除く。）」を削り、「の申請又は」を「の申請若しくは」に改め、「場合」の次に「又は県が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための支援金等の支給に係る交付金等の交付が見込まれる場合」を加え、「第2項」を「前2項」に、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」を「知事が指定する期間」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第25号

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例
熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。
別表天草青年の家、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の項中「、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家」を「及び菊池少年自然の家」に、「690円」を「780円」に、「260円」を「300円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「50円」を「60円」に改め、同項の次に次のように加える。

豊野少年自然の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟泊	1人1泊につき	780円	300円
		キャンプ場泊	1人1泊につき	360円	120円
	宿泊を伴わない施設等利用		1人1日につき	120円	60円
プレイホール冷暖房設備利用		1団体1時間につき	600円		

同表あしきた青少年の家の項中「1, 110円」を「1, 250円」に、「420円」を「470円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「150円」を「170円」に、「50円」を「60円」に、「1, 570円」を「1, 760円」に改め、同表備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 豊野少年自然の家の「宿泊を伴う施設等利用」及び「宿泊を伴わない施設等利用」における「施設等」とは、プレイホール冷暖房設備を除いた施設等をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日から施行日にかけての宿泊による利用は、施行日前の利用とみなして、前項の規定を適用する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第26号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例
熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「3, 114人」を「3, 121人」に、「1, 814人」を「1, 819人」に、「949人」を「951人」に、「3, 535人」を「3, 542人」に改め、同条第2項中「3, 114人」を「3, 121人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第27号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表第15号作業の項を次のように改める。

第15号作業	夜間特殊業務作業（正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下この項において同じ。）において行われる業務に従事する作	その勤務時間が夜間の全部を含む勤務である場合 1回につき 1, 100円 その勤務時間が夜間の一部を含む勤務である場合 1回につき
--------	---	---

	業をいう。)	730円(夜間における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円)
--	--------	---------------------------------------

別表に次のように加える。

第29号作業	海外犯罪情報収集作業(日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会の定めるものをいう。)	1日につき 1,100円
--------	---	--------------

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第28号

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例(熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例(平成13年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,350円」を「1,500円」に改める。

- 附 則
- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
 - 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。